第5章 まちづくりの実現化方策

1	まちづくりの実現に向けた基本的な考え方	130
2	まちづくりに関わる主体の役割	131
3	まちづくりの実現に向けた手法・制度の活用	133
4	都市計画マスタープランの進行管理・見直しの考え方	134

1 まちづくりの実現に向けた基本的な考え方

今日、我が国では、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化などの社会情勢の変化に伴って、これまでの画一的な方法では解決できない多様な市民ニーズや地域課題が多く発生しています。そして、これらの市民ニーズや地域課題に対応するため、まちづくりの進め方や、まちづくりに関わる主体の多様化が進んでいます。

本市では、市民参加のまちづくりを進めるため、平成 15 (2003) 年 10 月に「厚木市住みよいまちづくり条例」を施行し、市民、事業者及び行政が相互の信頼と協力の下、まちづくりを進めるための仕組みやルールを整備しました。

また、第10次厚木市総合計画において、「市民と共に確かな成長を創り出すまち」をまちづくりのビジョンの一つとしていることから、まちづくりの推進に向けた基本的な考え方を「市民・事業者・行政の協働によるまちづくり」とします。

まちづくりの実現に向けた基本的な考え方

市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

2 まちづくりに関わる主体の役割

まちづくりの担い手は、市民、事業者、行政など多岐にわたります。ここでは、「協働のまちづくり」を推進するための、まちづくりの担い手に求められる役割について、基本的な考え方を示します。

(1) 市民の役割

まちづくりに関わる市民として、市内に居住する者、本市に通う学生や従業員、市内で活動する個人などの役割は、次のとおりです。

役 割

- ・ 本マスタープランに掲げられた都市づくりの将来像や目標、また 基本方針について理解を深め、一人一人がまちづくりの主体であ ることを自覚します。
- ・ まちづくりに積極的に参画し、住環境や自然環境の保全、景観形成 に努めます。
- 道路や街路樹など、公共空間における課題を地域や行政と共有し、 課題解決を図ります。
- ・ 都市計画提案制度の活用等の都市づくりに対する提案や、住民から組織されるまちづくり組織での活動など、都市づくりに主体的かつ積極的に取り組みます。

(2) 事業者の役割

まちづくりに関わる事業者として、本市で事業を営む民間企業や商工業団体、大学等の役割は、次のとおりです。

役 割

- ・ 本マスタープランに掲げられた都市づくりの将来像や目標、また 基本方針について理解を深め、事業者も地域社会を構成する一員 であることを自覚します。
- ・ 地域を知り、市民や行政との信頼に基づいた協力関係の構築に努 めるとともに、地域の様々な活動に積極的に参画します。
- ・ 市街地のにぎわい形成や街路空間の安全性確保、景観形成に寄与 します。
- ・ 商工会や商店会などの地域団体によるまちづくり活動に積極的に 参画します。

(3) 行政の役割

まちづくりに関わる行政の定義と役割は、次のとおりです。

役 害

- ・都市計画やまちづくりに関する情報を、広報あつぎや市ホームページへの掲載など、様々な手段で市民や事業者へ正確に提供します。
- ・ 行政、市民及び事業者が相互に連携し、協働の分野を広げ、相乗的 な効果が得られるようなネットワークの構築に努めます。
- ・市民や事業者の自発的なまちづくりを促すため、まちづくりのきっかけづくりや、まちづくりへの参画のための仕組みを構築します。
- ・市民や事業者が考えるまちづくりに対して尊重し理解を示すとと もに、実現のための多角的な検討や、まちづくりアドバイザーなど の人材の派遣、また必要な財政措置など、まちづくりの性格や種類 に応じた適切な支援を行います。
- ・ 行政が主体となる都市計画事業等について、透明性と公平性に配慮した取組を推進します。

■ 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりのイメージ



- ・都市計画マスタープランに対する理解
- ・まちづくりに対する自覚と取組への積極 的な参加
- ・魅力的なまちづくりへの貢献
- ・まちづくり情報・制度の積極的な取得
- ・ 地域の活動への積極的な参画

- ・ 都市計画やまちづくりに関する情報提供
- ・ 市民・事業者・行政のネットワークづくり
- まちづくりのきっかけづくり、まちづくり への参画のための優れた仕組みの構築
- ・人材派遣や財政措置などの支援
- 透明性と公平性に配慮した取組



3 まちづくりの実現に向けた手法・制度の活用

(1) 規制・誘導制度の活用及び都市施設の都市計画決定・変更

まちづくりの基本方針に基づき、地域地区等の規制・誘導制度の活用や道路・公園等の都市 施設整備事業などを実施するため、必要な都市計画の決定又は変更を行います。

(2) 市街地開発事業の推進

まちづくりの基本方針に基づき、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地開発事業を推進します。

(3) 地区計画によるきめ細かなまちづくり

地区の特性や実情、地区住民等の意向を十分に踏まえながら、地区計画によるまちづくり を推進します。

(4) 開発許可制度の適切な運用

本市では、区域区分(市街化区域・市街化調整区域の区分)を定めているため、市街化区域においては、500 m以上の開発行為について開発許可制度を適用するとともに、市街化調整区域の開発行為は、適切な運用を図ります。

(5) 都市計画の提案制度の活用

本市では、都市計画の提案制度を協働のまちづくりを推進する一つの有効な手段として位置付け、「厚木市都市計画法に基づく都市計画提案に関する要綱」に基づいた、制度活用のための周知に努めます。

(6) 広域との連携による都市づくり

本市は、交通の要衝であることから、市外の事業者や近隣住民などとの連携による都市づくりが重要です。

市では、地域の活性化や健全な都市経営につながるような広域的なネットワークづくりを 進めます。

(7) LQCアプローチ*の活用

近年の社会変化のスピードに的確に対応したまちづくりを実現するために、仮説・暫定利用、実験などの LQC (Lighter, Quicker, Cheaper) アプローチの活用に努めていきます。

※LQC アプローチ…小規模な取組から始め、より大きな開発等に移行する取組です。

4 都市計画マスタープランの進行管理・見直しの考え方

(1) 都市計画マスタープランの進行管理の考え方

本市では、今後、本マスタープランに基づくまちづくりを推進していきますが、適切な段階でその進捗状況を把握することにより、本マスタープランの進行管理を行います。

(2) 都市計画マスタープランの見直しの考え方

都市計画マスタープランは長期的な方針であり、その成果が得られるまでに一定の期間が 必要と考えられます。

しかしながら、今後の法制度の改正や人口動向を始めとする社会経済情勢の変化、また、 これに伴う上位関連計画の改定の動向だけでなく、新たな感染症などによる急激な社会状況 の変化にも対応できるよう柔軟な見直しを検討するものとします。

■ 都市計画マスタープラン見直しのイメージ

